

兵庫県公報

平成25年10月8日 火曜日 第2号外

発行人
兵庫県
神戸市中央区下山手通
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗=県旗)

目次

規 則	ページ
○ 兵庫県新型インフルエンザ等対策有識者会議規則（疾病対策課）	1
人事委員会規則	
○ 災害派遣手当等の支給に関する規則の一部を改正する規則	2

公布された法令のあらまし

●兵庫県新型インフルエンザ等対策有識者会議規則（規則第40号）

新型インフルエンザ等対策の実施に関する条例の制定により、兵庫県行動計画の案の作成及び兵庫県行動計画の変更にあたり専門家からの意見を聴くため、兵庫県新型インフルエンザ等対策有識者会議を設置することに伴い、同条例に定めるもののほか、当該会議の組織及び運営に関して必要な事項を定めることとした。

●災害派遣手当等の支給に関する規則の一部を改正する規則（人事委員会規則第5号）

災害派遣手当等の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定により、新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当が追加されたことに伴い、所要の整備を行うこととした。

規 則

兵庫県新型インフルエンザ等対策有識者会議規則をここに公布する。

平成25年10月8日

兵庫県知事 井戸敏三

兵庫県規則第40号

兵庫県新型インフルエンザ等対策有識者会議規則

(趣旨)

第1条 この規則は、新型インフルエンザ等対策の実施に関する条例（平成25年兵庫県条例第30号）第2条第6項の規定に基づき、同条例に定めるもののほか、兵庫県新型インフルエンザ等対策有識者会議（以下「有識者会議」という。）の組織及び運営に関して必要な事項を定めるものとする。

(会長)

第2条 有識者会議に、会長を置く。

2 会長は、委員の互選によって定める。

3 会長は、会務を総理し、有識者会議を代表する。

4 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長の指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第3条 有識者会議は、会長が招集する。

2 有識者会議は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開くことができない。

3 有識者会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(補則)

第4条 この規則に定めるもののほか、有識者会議の運営に関して必要な事項は、有識者会議が定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(招集の特例)

2 この規則の施行の日以後最初に開かれる有識者会議は、第3条第1項の規定にかかわらず、知事が招集する。

人 事 委 員 会 規 則

災害派遣手当等の支給に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成25年10月 8日

兵庫県人事委員会

委員長 青 山 善 敬

兵庫県人事委員会規則第5号

災害派遣手当等の支給に関する規則の一部を改正する規則

災害派遣手当等の支給に関する規則(昭和42年兵庫県人事委員会規則第16号)の一部を次のように改正する。

第1条中「及び武力攻撃災害等派遣手当」を「、武力攻撃災害等派遣手当及び新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。